## 

## んなことは納得できませ

えの行政事務だと、信じていま

これは法律に基づくあたりま なく賦課に基づき徴収される、 平・公正に課税され、偏ること

ない現状が蔓延しているので 当たり前 私たちが提起した 疑惑だら す。この象徴的な事案が、 の不納欠損」です。 その ところが、甲良町では、この

今回

の行政事務が通用し

長の行政報告書 含4 ジ)の中で述べていることが、 平成30年11月15日付、 以下のように述べます。 甲良町公金着服事件に関 お詫び)」と題する 野瀬町 4

疑惑だらけ」の理由

甲良町税金不納欠損裁判

税の公平公正を踏み外し、

かに課税庁の義務から外れ、

ることがないものとして指弾

されなければなりません。

平成28年度、29年度の決算期に甲良 町が合計約 2,569 万円(平成 16 年度か ら 27 年度にわたる延べ 599 人分の町 固定資産税・国民健康保険税・軽自 動車税)を徴収する権利(債権)を放棄 した行為は町行政の怠慢にあたり不当 不法だと主張。18人の町民が野瀬喜久男 町長に対し、野瀬氏も含め北川豊昭前町 長、大橋久和前副町長らに約2,569万円 の損害額を補てんすることを求め起こし た(平成31年1月21日)裁判。

2019年4月28日 発行責任:日本共産党甲良町議員

連絡:甲良町在士373(西澤) Tel: 38-4949 Fax: 38-2242

町長 と混乱」??

税務課職員あげて、発覚以前

の町長以下、

税務課長、

の疑いがある」からこそ、

の未納金」は、

着服額か」真

税

は

公

平

代理人、 議員、

編集者)。

西澤議員の陳述を数回に分けて紹介します

小見出

未納金に

ついては、すべてが

公金着服事件の発覚以前の

西澤議員が冒頭陳述をおこないました。

被告・町側代理人とで協議が交わされ、

今後

の審理の進め方などに

ついて湯川弁護士

·原告住民側

山田裕康

甲良町税金不納欠損裁判」

の初

公判が3月26

日開催

金が着服された税金の可能性

ていました。

の形跡が見つかり、

その未納

充て込み

そ の

1

まかしがあります。 たことにつきまして ことにより税法の規定 恐れがあると考えスト ことにより混乱を招く うな重大なすり替え、ご るため、徴収事務を行う していますが、以下のよ により不納欠損に至っ ップしていました。この の疑いがあると思われ ・・・」と述べお詫び 着服事件発覚以

来、税務課の収納デー タ ましたが、 は3件です。 納税者から相談されたケー れば判明できました。 私が 一時的に混 次回に つづく】

ついては、すべてが着服 「・・公金着服事件 短絡的に たことはありません。 する精査作業に集中していた かないか」との分類に区分け 証拠を確認 べてが着服の疑い」をもって、 の未納か」どちらとも判断つ

議会に示され

す

訴訟へと進むことにしました。

まず、何よりも、

税金は公

い思いから、住民監査請求から

でもあたりまえの町政・甲良町

一歩でも戻したい、

この強

べる理由により訴訟に訴えて

私たち原告18

人は、以下で述

課税も徴

収も

かること 未納通知」を受け 領収書等を確認す ス

ご要望をどうぞ。

☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38 - 4949 丸山光雄 38 - 3123 松元たけし 38 - 3875

ですから、当時

◎日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

未納金の徴収」そ ストップさせる」